

中国運輸広報

人が動く国土が躍動する



国土交通省

許認可事項

倉庫業の申請について、次のとおり変更登録した。

申請者	倉庫の種類	面積又は容積	変更登録年月日	備考
株式会社岩谷運送	一類	2,239 m ²	H21.4.20	規模の縮小 山口県山口市

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更について、次のとおり認可した。

申請者：一畑バス株式会社

運行の態様：路線定期運行

路線 島根県出雲市多伎町大字小田95先から

島根県出雲市多伎町大字小田字井出上199の7先まで

キ口程 0.216 km

運行系統：田儀線

認可年月日：H21.4.14

備考：路線延長

申請者：防長交通株式会社

運行の態様：路線定期運行

路線 山口県山口市徳地引谷23先から

山口県山口市徳地引谷40先まで

キ口程 0.2 km

運行系統：堀～西井開田～県庁前

認可年月日：H21.4.14

備考：路線延長

申請者：中国ジェイアールバス株式会社

運行の態様：路線定期運行

路線 山口県宇部市上町一丁目9番地先から
山口県宇部市中央町2-5-17番地先まで

キロ程 0.4 km

運行系統：山口～福岡線

認可年月日：H21.4.17

備考：路線延長

申請者：ジェイアール九州バス株式会社

運行の態様：路線定期運行

路線 山口県宇部市上町一丁目9番地先から
山口県宇部市中央町2-5-17番地先まで

キロ程 0.4 km

運行系統：福岡～山口線

認可年月日：H21.4.17

備考：路線延長

申請者：石見交通株式会社

運行の態様：路線定期運行

路線 広島県三次市西酒屋町159の1番地先から
広島県三次市十日市中原1593の3番地先まで

キロ程 2.7 km

運行系統：津和野～東京線

認可年月日：H21.4.20

備考：路線延長

一般乗用旅客自動車運送事業の経営について、次のとおり許可した。

申請者の氏名 又は名称	営業区域	営業所の名称・位置	営業所別 配置車両数	許可年月日	備考
久保田 龍泉	広島県	介護タクシーいずみ 神石営業所 広島県神石郡神石高原町 高光2031番地1	1両	H21.4.24	(業務の範囲) 福祉輸送事業 限定

一般貨物自動車運送事業の経営について、次のとおり許可した。

中国自貨	申請者	主たる事務所	許可年月日	備考
20	中国空瓶株式会社	岡山県岡山市中仙道335	H21.4.20	利用有
22	中国アサノテクノ 株式会社	広島県三次市吉舎町敷地1	H21.4.20	利用無
29	株式会社 エステーライン	岡山県倉敷市松江2-97-2	H21.4.21	利用有
31	香北林業有限公司	岡山県苫田郡鏡野町小座1096-4	H21.4.21	利用無
33	岡部 雄志	岡山県瀬戸内市長船町長船788-1	H21.4.21	利用有

第一種利用運送事業及び貨物自動車運送事業者の利用運送について、次のとおり登録・認可した。

申請者	主たる事務所	登録・認可日	備考
河村 知成	広島県大竹市南栄2-13-28	H21.4.20	利用登録
有限会社白髪産業	広島県東広島市志和町志和東2919	H21.4.20	変更認可

事業（貨物自動車運送事業・利用運送事業）廃止の届出について、次のとおり受理した。

事業者名	住所	廃止年月日	備考
福島冷凍運輸 有限公司	鳥取県境港市弥生町59-1	H21.3.26	一般 (利用有)
有限会社才才ノ工業	広島県広島市佐伯区五日市町石内字沖田1046	H20.6.30	一般 (利用無)
呉海運株式会社	広島県呉市宝町4-45	H21.3.31	一般 (利用無)

公 示

公示第5号
平成21年4月10日

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条第6の規定に基づき、下記のとおり公示する。

1. 届出事項の概要

- (1) 事案番号：21 - 1
- (2) 届出者：備北バス株式会社
- (3) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更届
- (4) 届出年月日：平成21年3月16日
- (5) 廃止予定日：平成21年9月30日（最終運行日）
- (6) 廃止しようとする路線の概要

廃止路線

起点：岡山県真庭市北房町大字宮地1202番地先	
終点：岡山県真庭市北房町大字宮地1189番地先	キ口程： 0.1km
起点：岡山県真庭市北房町大字宮地1189番地先	
終点：岡山県真庭市落合町大字栗原492番地先	キ口程： 1.9km
起点：岡山県真庭市落合町大字栗原492番地先	
終点：岡山県真庭市落合町大字栗原1440-3番地先	キ口程： 1.6km
起点：岡山県真庭市落合町大字栗原1440-3番地先	
終点：岡山県真庭市落合町大字鹿田106-3番地先	キ口程： 1.6km
起点：岡山県真庭市落合町大字鹿田106-3番地先	
終点：岡山県真庭市落合町大字鹿田298番地先	キ口程： 0.2km
起点：岡山県真庭市落合町大字鹿田298番地先	
終点：岡山県真庭市落合町大字鹿田742-1番地先	キ口程： 0.7km
起点：岡山県真庭市落合町大字鹿田742-1番地先	
終点：岡山県真庭市落合町大字垂水72番地先	キ口程： 4.1km
起点：岡山県真庭市落合町大字垂水72番地先	
終点：岡山県真庭市落合町大字垂水1901-5番地先	キ口程： 0.3km
起点：岡山県真庭市落合町大字垂水1901-5番地先	
終点：岡山県真庭市落合町大字西原238番地先	キ口程： 0.8km

運行系統

皆部～水田～落合駅（17.0km 平日3.5回、土日祝2.5回）

高梁駅～砦部～落合駅(40.9km 平日3.5回、土日祝2.5回)

水田下町～谷尻～砦部(起終点の変更)(5.7km 平日1.0回、土日祝0.5回)

(7) 廃止を必要とする理由

利用人員がきわめて少なく、路線維持が困難なため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、本日から10日以内(郵送の場合は消印が本日から10日以内の日付)に、次の事項を記載した意見聴取申請書を中国運輸局又は最寄りの運輸支局まで提出して下さい。

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案番号及び事案の件名並びに路線名
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施日の10日前までに別途通知する。

公示第6号

平成21年4月10日

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、下記のとおり公示する。

1. 届出事項の概要

- (1) 事案番号：21-2
- (2) 届出者：神姫バス株式会社
- (3) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更(路線の一部休止)届
- (4) 届出年月日：平成21年3月13日
- (5) 休止予定日：平成21年9月30日(最終運行日)
- (6) 休止しようとする路線の概要

休止路線

起点：岡山県津山市船頭町73番地先

終点：岡山県津山市山下69番地先

キロ程：3.2km

起点：岡山県津山市河辺911-1地先

終点：岡山県美作市入田247-1地先

キロ程：13.7km

起点：岡山県美作市湯郷106-2地先

終点：岡山県美作市古町字飛石1612の1地先(大原)

キロ程：29.8km

起点：岡山県美作市藤生14-2番地先

終点：岡山県美作市江見吉田9-1番地先

キ口程：2.3km

起点：岡山県津山市河辺952-1地先

終点：岡山県美作市下町350番地先

キ口程：34.4km

起点：岡山県美作市古町1766-2地先

終点：岡山県美作市後山641番地(後山)

キ口程：8.2km

運行系統

大原～湯郷温泉上～津山駅前(48.7km 平日2.5回、土日祝1.5回)

大原～パレタイン作東・湯郷温泉上～津山駅前(50.1km 平日3.5回、土日祝2.5回)

後山～大原・真加部・北山～津山駅前(53.5km 平日・土1.0回、日0回)

大原～真加部・北山～津山駅前(45.0km 平日・土0.5回、日0回)

大原～真加部～津山駅前(41.0km 平日・土0.5回、日0回)

大原中学校前～大原～後山(10.8km 平日1.5回、土1.0回、日祝0回)

大原～吉田～後山(8.5km 平日1.5回、土1.0回、日祝0回)

(7) 休止を必要とする理由

輸送人員が年々減少し路線維持が困難な状況であるため

2. 意見の聴取について

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、本日から10日以内(郵送の場合は消印が本日から10日以内の日付)に、次の事項を記載した意見聴取申請書を中国運輸局又は最寄りの運輸支局まで提出して下さい。

(1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 事案番号及び事案の件名並びに路線名

(3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

(4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施日の10日前までに別途通知する。

公示第12号

平成21年4月21日

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条第6の規定に基づき、下記のとおり公示する。

1. 届出事項の概要

(1) 事案番号：21-3

- (2) 届出者：中鉄北部バス株式会社
- (3) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更届
- (4) 届出年月日：平成21年3月31日
- (5) 廃止予定日：平成21年9月30日(最終運行日)
- (6) 廃止しようとする路線の概要

廃止路線

起点：岡山県真庭市蒜山上福田1193-23地先

終点：岡山県真庭市江川763先

キ口程：45.8km

起点：岡山県真庭市勝山412番地先

終点：岡山県真庭郡新庄村梨瀬3951先

キ口程：28.4km

起点：岡山県真庭市久世2939-2先

終点：岡山県真庭市中原324-2番地

キ口程：3.2km

運行系統

勝山～上福田～蒜山(46.3km 平日2.0回、土日祝2.0回)

勝山～湯原～初和(27.3km 平日2.5回、土日祝2.5回)

勝山～湯原～田羽根上(23.0km 平日1.0回、土日祝0回)

勝山～荒井橋～見尾(9.6km 平日0.5回、土日祝0回)

勝山～四季桜～新庄上(26.8km 平日土4.0回、日祝3.0回)

新庄上～梨瀬(1.6km 平日土2.0回、日祝0回)

勝山～目木～久世車庫(9.1km 平日3.0回、土3.5回、日祝3.0回)

本郷～勝山大橋～四季桜(11.6km 平日0.5回、土日祝0回)

勝山～荒田～四季桜(11.4km 平日0.5回、土日祝0回)

- (7) 廃止を必要とする理由

利用人員がきわめて少なく、路線維持が困難なため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、本日から10日以内(郵送の場合は消印が本日から10日以内の日付)に、次の事項を記載した意見聴取申請書を中国運輸局又は最寄りの運輸支局まで提出して下さい。

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案番号及び事案の件名並びに路線名
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施日の10日前までに別途通知する。

公示第13号

平成21年4月21日

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条第6の規定に基づき、下記のとおり公示する。

1. 届出事項の概要

- (1) 事案番号：21 - 4
- (2) 届出者：両備ホールディングス株式会社
- (3) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更届
- (4) 届出年月日：平成21年3月31日
- (5) 廃止予定日：平成21年9月30日（最終運行日）
- (6) 廃止しようとする路線の概要

廃止路線

起点：岡山県岡山市箕島2435 - 2先

終点：岡山県倉敷市羽島191 - 1先

キ口程： 5.7km

運行系統

天満屋～（汗入・早島）～倉敷駅前（往：21.4km 復：21.1km 平日2.0回、土日祝0.0回）

- (7) 廃止を必要とする理由

利用者の減少に歯止めがかからず、路線維持が困難なため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、本日から10日以内（郵送の場合は消印が本日から10日以内の日付）に、次の事項を記載した意見聴取申請書を中国運輸局又は最寄りの運輸支局まで提出して下さい。

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案番号及び事案の件名並びに路線名
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施日の10日前までに別途通知する。

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請にかかるもの

事案番号	申請年月日	申請者の氏名 又は名称	適用地域	適用しようとする 運賃及び料金の内容
21-15	平成21年4月8日	小林タクシー 小林 洋子	広島県のうち広島県A地区(広島市(平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く。)、廿日市市(平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年1月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く。))並びに安芸郡海田町、府中町、熊野町及び坂町の区域)の区域	主催旅行割引 最大5割引

発行者 国土交通省中国運輸局
 編集責任者 中国運輸局総務部総務課
 住所 〒730-8544
 広島市中区上八丁堀6番30号
 TEL 082-228-3434 FAX 082-227-9797
 URL <http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/>
 E-mail chugoku-soumu@cgt.mlit.go.jp